

## 港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、大分港鶴崎泊地において、次のとおり船舶の錨泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

なお、本公示により、港長公示第4号（昭和43年8月10日付け）は、平成30年1月30日をもって廃止する。

平成30年1月31日

大分港長



### 鶴崎泊地における錨泊禁止区域の設定について

大分港鶴崎泊地に出入りする船舶の通航路を確保するため、平成30年1月31日から当分の間、下記区域における船舶の錨泊を禁止する。

### 記

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

- イ、大分港鶴崎西防波堤灯台から75度90メートル
- ロ、イ地点から70度60メートル
- ハ、ロ地点から160度1,095メートル
- ニ、ハ地点から250度60メートル

